

4月から **こども誰でも** 通園制度 が始まります！

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、保育所などに通っていない生後6か月から満3歳未満までのお子さんを対象に、保護者の就労条件を問わず、月に一定時間まで保育所などを利用できる制度です。

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として、全国の市町村で実施され、他市町村の施設も利用することができます。

ご利用を希望する場合はまず、住所地の市町村での事前登録の申請が必要となります。

- 対象者 保育所などに在籍していない生後6か月から満3歳未満までのお子さん
- 利用時間 月10時間まで（未利用時間があっても翌月などへ繰り越すことはできません。）
- 利用料金 1時間当たり300円（利用料金のほか、おやつ代などの実費負担がかかる場合があります。）

■ご利用までの流れ

① 認定の申請

申請はポータルサイト『こども誰でも通園制度総合支援システム』からのオンライン申請となります。認定後、認定証を発行いたします。
※通常、申請の受付から認定まで1～2週間ほど要します。

② 事前面談

『こども誰でも通園制度総合支援システム』で利用したい施設の事前面談の予約を行い、面談日決定後、面談を実施します。

③ 利用予約

『こども誰でも通園制度総合支援システム』で、希望する利用時間を予約します。予約が確定すると、予約完了メールが送信されます。

④ 当日の利用

予約確定した日時に施設へお越しください。利用後、当日の料金をお支払いいただきます。

- 制度に対するお問い合わせ
・神崎保育所 ☎2058



■神崎町でのご利用案内

- ▶実施施設 米沢保育所
- ▶受入日時 毎週火・水・木曜日 13:00～16:00
- ▶受入対象 1歳児・2歳児
- ▶お問合せ 米沢保育所 ☎2810



詳しくはこちら